

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで
昭和39年に結婚してA市に転居してから、45年に夫の転勤でB市に転居するまでは、A市役所で国民年金保険料を納付していた。

申立期間当時は、公務員として勤務する夫の給料で生活しており、国民年金保険料などは最優先で納付するようにしていたので、保険料を未納にすることや免除申請をしたことはない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間において、国民年金保険料の未納が無く、60歳以降も高齢任意加入して保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間のうち昭和41年4月から44年3月までの期間については、申請免除期間とされているが、申立人の夫は、この間は公務員共済組合に加入しており、申立人は、公務員の配偶者であることから、免除申請をしたとしても任意加入期間として処理され、認められることはない上、A市では、国民年金被保険者台帳の中に申立人の台帳は見当たらないとしており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付されている上、申立人の生活状況に変化がみられないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から同年4月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月から同年4月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

申立期間①については、母親が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてくれた。

申立期間②については、A病院を退職してから国民年金保険料が未納だったが、結婚後に夫が未納だった保険料をまとめて納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月と短期間である上、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたと主張しているとおりに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人が20歳となった昭和50年*月ころと推認できること、及び申立期間①の申立人の保険料を納付したとする母親は、36年4月から59年12月までの保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえることから、母親が、申立人の20歳到達時に国民年金の加入手続を行いながら、申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間②は12か月と比較的短期間である上、申立人は、申立人の夫が、申立人がA病院を退職してから未納だった国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているとおりに、B町に保管されている国民年金被保険者名簿兼検認カードの検認記録から、申立期間②の前後の期間の保険料が、昭和55年4月16日及び同年4月17日に納付されていることが確認できることから、夫が、申立人の申立期間②の前後の保険料を納付しながら、申立期間②の保険料

のみを未納のままにすることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年7月1日から同年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月1日から同年8月1日まで

A社には、平成16年1月でいったん退社した後、同年3月に、同社の用度課長が定年退職することから後任として再度就職し、同年7月まで勤務していた。

申立期間については、給与支給明細書にあるとおり厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、平成16年3月15日から同年7月31日までA社に勤務していたものと認められ、当時、同社では、給与を末日に締めて翌月に支給しており、厚生年金保険料については翌月控除されていたものと考えられるところ、申立人提出の同年8月の給与支給明細書により、同年7月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成16年3月1日から同年6月30日までの期間について、申立人は、当該給与支給明細書以外は所持していないと述べているところ、当該給与支給明細書の記載から、申立人は、同社に再度就職した申立期間当時は時給制の従業員であったと考えられるが、連絡の取れた元従業員で日給・時給制で勤務していた者3人は、いずれも入社から厚生年金保険に加入するまで2～3か月の未加入期間が存在し、「日給・時給制の社員に

については試用期間があった。」と証言している。

また、B市の保管する申立人に係る平成16年の給与支払報告書によれば、社会保険料の控除額は「64,294」円であることが確認でき、この額は、申立人の同社における同年1月の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料の個人負担分（1万9,456円）の4か月分に満たないが、申立人は同社をいったん辞めて再度就職しており、申立人の厚生年金保険の加入記録（平成15年7月15日取得～16年2月1日喪失）及び申立人提出の同年8月の給与支給明細書を踏まえれば、申立人の当該社会保険料の控除額（64,294円）は、16年1月、同年2月及び同年8月の給与から控除された、15年12月、16年1月及び同年7月の厚生年金保険料と推認され、このほか、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、申立人が申立期間のうち、平成16年3月1日から同年6月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成16年7月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成16年8月の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成18年5月12日に適用事業所ではなくなっており、元事業主は、当時の資料が無いことから不明としているが、当該事業所に係る整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る16年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年7月まで
昭和42年10月から勤務し、職場から、「健康保険は国民健康保険に加入してください。」と言われてA市役所の窓口へ行ったときに、「国民健康保険と同時に、国民年金にも加入したほうがいいですよ。」と説明されて、国民年金の加入手続を行った。

月末が給料日だったので、毎月、月初めにA市役所窓口で国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらった。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録から、申立人は昭和61年4月から国民年金の第3号被保険者となっており、それ以前に国民年金に加入した形跡は見当たらない。

また、申立人が20歳になったのは、申立期間中の昭和43年1月であり、申立期間のうち、42年10月から同年12月までは国民年金に加入することはできないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案249

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月21日から57年1月1日まで

昭和56年9月21日に親会社のA社から子会社のB社へ出向し、同日付で当時の同社の社長が、同社の厚生年金保険の新規適用の届出をしたにもかかわらず、社会保険事務所において同社の新規適用日を57年1月1日とされた。当時の社会保険事務所の職員は非常に横柄であったようであり、届出どおりの日付で正しく加入させてくれなかったのではないかと考えている。

申立期間において厚生年金保険料を控除されてはいなかったが、年金記録確認第三者委員会が記録の訂正を認めてくれれば、保険料の納付を行う用意はあるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所提出の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」により、申立人及び同僚5人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が、昭和56年9月21日から57年1月1日に訂正されており、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿において、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日が、同年1月1日とされていることが確認できるところ、申立人及び当時の事務担当者は、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていなかった旨を証言している。

また、事業所提出の申立人に係る昭和56年分の所得税源泉徴収簿によれば、申立期間に係る各月の社会保険料の控除額（1,000～2,000円弱）は、申立人の昭和57年1月の標準報酬月額（28万円）に基づく1か月分の厚生

年金保険料の個人負担分（1万4,840円）に満たないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 12 月 1 日まで
② 昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 6 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで

申立期間①について、A社には、募集広告を見て面接を受け、家具製造作業の正社員として採用され、給与は月給制であった。社員は8人ほどいた。

申立期間②について、B社には、募集広告を見て面接を受け、正社員として採用され、給与は月給制であった。従業員は8人で、うち3人が厨房担当だった。

申立期間③について、C社（D営業所）には、募集広告を見て面接を受け、セールスマンとして正社員で採用され、給与は固定給と歩合であった。

いずれの事業所も、給与明細書に厚生年金保険料が控除されていた記載があったことを記憶しているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人が申立期間当時にA社において勤務していたことはうかがえるものの、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態を確認できる証言等は得られなかった。

また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年2月1日であることが確認できるところ、当該同僚は、「会社で厚生年金保険が適用される前は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。厚生年金保険の適用前に厚生

年金保険料が控除されていたことはない。」と述べており、当該同僚については、当該事業所が厚生年金保険の適用になる日の直前まで国民年金に加入し国民年金保険料を納付した記録となっており、このほかに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていた事情はうかがえない。

申立期間②について、申立人は、B社に昭和41年4月1日から43年12月末まで勤務していたと主張しているが、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、このほか、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿には、B社が適用事業所となった記録は無く、また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間当時の代表者及び代表者の妻にも厚生年金保険の加入記録が存在していないことが確認できる上、連絡の取れた当該事業所の現代表者は、「当時の代表者夫妻は亡くなっているが、厚生年金保険には加入していないと聞いていた。業態が飲食業であり、従業員はパートが多く、出入りも頻繁で現在も事業所適用は受けていない。」と述べており、このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていた事情はうかがえない。

申立期間③について、申立人は、C社D営業所で販売員として勤務していたと主張しているが、申立期間当時に当該営業所において勤務していた元従業員のうち連絡の取れた二人からは、申立人を記憶している旨の証言は得られず、このうち一人からは、当該営業所は、申立人が入社したとする「昭和46年の秋に移転している。」との証言を得たが、申立人は当該移転並びに当該営業所の所長及び同僚の名前なども記憶しておらず、このほか、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、事業主は、「(同社で保管している)昭和44から53年当時の「厚生年金資格得喪の店別一連台帳」を確認した結果、申立人の記録は無く、(厚生年金保険には)加入していなかったと思われます。(申立期間当時は)営業所勤務の販売員は、入社時は見習社員の扱いでした。(会社として、)見習社員の期間中は厚生年金保険の加入の対象外としており、見習期間は販売員によりまちまちでした。」と回答しており、D営業所の元従業員二人も、「当時の正販売社員の中には申立人の名前は無かった。販売員は見習いで採用された後、数か月で準販売社員を経て正販売社員となる。」、「販売員として入社しても、一定基準の成績を上げなければ、何年経っても正社員になれませんでした。見習期間中と準販売社員は厚生年金保険の加入の対象外でした。」と証言している。また、連絡の取れた他の営業所の元販売社員二人は、「販売員として見習いで入社し、成績を上げら

れたので1年以上たって正社員になれて厚生年金保険に加入した。」、「入社してしばらくは見習社員で、入社から1年後に正社員となり厚生年金保険に加入した。」と述べており、当該二人については、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば入社から1年以上経過してから厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時、同社の営業所では、すべての販売員について入社後すぐに厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。